

令和5年2月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年2月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
19番	國府田 代治郎	20番	吉 川 弘

欠席委員（1名）

18番 高 橋 克 美

事務局職員（3名）

事務局長 笹 本 厚 史 局長補佐 菅 野 裕 之
主 幹 大 川 泰 裕

議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の継承を伴う事業計画変更の承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第4号 農地改良協議の同意について

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について

議案第6号 農用地利用配分計画（案）について

議案第7号 令和5年農作業標準賃金（案）について

議案第8号 現況確認証明願（非農地証明）について

- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理
について
報告第4号 令和5年賃借料情報の提供について
報告第5号 制限除外の農地の移動届について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時43分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年2月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、18番高橋克美委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に6番坂本正行委員、7番鈴木茂委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第8号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター3台、耕運機2台、田植機1台で、農作業に従事する日数は年間200日、耕作計画は水稻です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。1月28日に譲受人より連絡があり、現地で話を聞きました。譲渡人の息子さんが数年前に大怪我をしまい、作付けが厳しいということで、この度、所有権を移転するとのことでした。担当委員としては、問題ないかと思いますが、皆様の更なるご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター3台、耕運機2台で、農作業に従事する日数は年間240日、耕作計画は若松です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。譲受人より2月4日に連絡がありました。只今の事務局の説明のとおりでございますが、現地を確認したところ、竹藪で荒地状態でありましたが、重機を使ってならば耕作できると話してました。経営拡張ということで、担当委員としては異議ございません。皆様の更なる審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権
移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務
局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許
可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許
可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきまし
ては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請
地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラク
ター2台、バックホー3台、ミニショベルカー1台で、農作業に従事する
日数は年間240日、耕作計画は千両、松です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。2月5日に現地を確認したところ、竹藪で荒地状
態でありましたが、重機を使ってなれば耕作できると話してました。経
営拡張ということで、耕作放棄地の解消にもつながり、担当委員としては
異議ございません。皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権
移転について、番号4を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務

局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の要望により申請地を売買で取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、耕運機1台、軽トラック1台で、農作業に従事する日数は年間180日、耕作計画は水稻、サツマイモです。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、申請代理人より連絡がありまして、譲受人と現地確認しました。譲渡人との関係は兄弟であり、譲受人は農作業が大好きな方で、今回、現状の耕作面積を拡張したいということで、農業に対する高い意欲を確認させて頂きました。担当委員としては問題ないと思いますので、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（2）賃借権の設定について、番号1及び番号2を関連ですので、一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（2）賃借権の設定、番号1及び番号2について関連ということで一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1及び番号2の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため賃借権の設定により申請地を賃貸借するものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター4台、耕

運機1台、田植機1台、軽トラック3台で、農作業に従事する日数は年間240日、耕作計画はサツマイモです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。2月15日に申請代理人と現地確認しました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。担当委員としては特に問題ないと思いますので、更なる審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について及び議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可についてを関連ですので、一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について及び議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可についてを関連ということを一括して事務局よりご説明いたします。はじめに承認を受けようとする議案第2号の承継者及び当初事業者、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。当該案件の当初の転用目的は共同住宅ということで、令和4年8月の定例総会において許可相当の判断がなされた案件ですが、当初の転用目的である共同住宅では諸条件により、その需要が低いと判断したため、今回、新たに転用目的を戸建住宅として承認申請に至ったとのことです。続きまして、許可を受けようとする、議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可についてをご説明いたします。こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきました議案第2号の承継者が譲受人となり、同申請地を議案書記載の譲渡人から、その転用目的を戸建住宅として、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。昨年、当初事業者より申請がありまして、許可がされましたけれども、内容については、事務局の説明のとおりです。譲受人より連絡があり具体的な説明を受け現地を確認しました。担当委員としては異議ございません。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認及び許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認及び許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。譲受人の代理の方から連絡を頂き、現地を確認してまいりました。周辺は住宅地になっておりまして、担当委員としては異議ございません。更なる委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-3、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、贈与による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。事務局の説明のとおり自己住宅の建築ということで、担当委員としては問題ないかと思えます。委員の皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-4、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は専用住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、申請代理人の方から連絡がありまして、現地確認してまいりました。周辺は住宅街で、ぼつりと農地がある状態でした。担当委員として住宅を建てることについては問題ないかと思えます。委員の皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-5の地上権者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、賃貸借による地上権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。申請者より連絡があり現地調査を2月15日に行ないました。申請内容については事務局説明のとおりでございます。申請者は太陽光発電事業をしており、地上権設定をするものと伺っております。申請地は、農用地区域外で区域指定地内であり、周辺は住宅地等が多く点在している地域であるので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-6、農地法第5条の規定による
許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第3号-6の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取による一時転用という
ことで、賃借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は許可の日から
12ヶ月以内となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、申請者から連絡があり現地確認してまい
りました。今回は新規の砂利採取ということで、現況は山林化しており、
大木が点在していることから、少なくとも10年以上耕作をしていないの
ではないかとの情報を得ました。今回砂利採取ということで、大木等を伐
採して砂利採取後は、きれいに整地をしてくれると思いますが、整地後に
農地へ復元するという面ではメリットがあるのではないかと思います。更なる皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地改良協議の同意についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、農地改良協議の同意について事務局よりご説明いたします。同意を受けようとする議案第4号の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。事業期間は、令和5年2月25日から令和5年4月30日までで、ピーマンを耕作するため、申請地に山砂を客土し田畑転換するものです。なお、本申請書類には、神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例にかかる申請書の写しが添付されていることを確認しております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。申請者より連絡があり現地調査を2月7日に行ないました。申請内容につきましては事務局の説明のとおりであります。申請地は湿田のため客土し、田畑転換後ピーマンを栽培するとのことです。土の搬入については、すでに協議済みとのことであり、問題ないと思われま
す。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり同意と決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進事業(利用権の設定)について
を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、農業経営基盤強化促進事業(利用権の設定)について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農地利用集積計画に対して意見が求められているものです。なお、この規定は、農林水産省令により農業委員会の決定を経て、農地利用計画を

定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を目的とした農業経営基盤強化促進事業によるものでございます。今回の集積計画は、17名に対しての利用権設定となっており、その他、利用権設定農用地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号、農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第6号、農用地利用配分計画(案)について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理機構の促進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている59筆について利用権を設定するため、意見が求められているものです。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第7号、令和5年農作業標準賃金(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第7号、令和5年農作業標準賃金(案)

について事務局よりご説明いたします。農業委員会では、農作業を委託する場合の目安として、農作業標準賃金を設定しています。これは、当事者間で賃料を決める際の参考となるものであり、鹿行各市及び「JAなめがたしおさい」から資料を取り寄せ参考にしてしています。令和4年の農作業標準賃金と当該(案)を比較しますと、くろ取り1㎡あたり50円が60円、育苗1箱あたり750円が780円、稲刈り等のコンバイン作業10アールあたり21,000円が22,000円、同じく乾燥60キログラムあたり2,200円が2,500円、畑のプラウ耕10アールあたり6,000円が6,600円といずれも昨年比増額となっており、その他については昨年と同額でございます。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第8号、現況確認証明願(非農地証明)についてを議題いたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第8号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査は2月22日水曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、事務局2名と私の5名で行い、担当地区委員の田内委員、宮本委員は現地にて合流しました。最初に、番号1須田地内の農地の状況は、すでに駐車場として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2萩原地内の農地の状況は、20年以上耕作されておらず、荒地状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号4及び裁判所照会番号1の調査にあたっては、2月8日水曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、事務局2名と私の5名で行い、担当地区委員の溝口委員、原委員、鈴木委員は現地にて合流しました。また、担当地区委員の池田治和委員は、都合が悪いということで鈴木委員に代わりをして頂いております。なお、法務局照会の番号5ないし番号7の調査につきましては、先程の議案第8号と同様に行ない、担当地区委員の間山委員は現地にて合流しました。最初に、法務局照会番号1波崎地内の農地の状況は、竹藪等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2太田地内の農地の状況は、宅地への進入路と荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3太田地内の農地の状況は、竹藪等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4波崎地内の農地の状況は、樹木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5奥野谷地内の農地の状況は、竹藪等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号6奥野谷地内の農地の状況は、竹藪等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号7奥野谷地内の農地の状況は、竹藪等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、裁判所照会番号1日川地内の農地の状況は、公図困難地のため現地確認ができませんでした。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、令和5年賃借料情報の提供について、報告第5号、制限除外の農地の移動届について、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年1月16日に届出があった為受理しております。次に、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年2月1日に届出があった為受理しております。次に、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年2月10日に届出があった為受理しております。続きまして報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は太陽光発電設備であり、賃貸借による賃貸借権の設定ということで、令和5年1月18日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年2月7日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年2月9日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、賃借料情報の提供について事務局よりご報告いたします。こちらにつきましては、令和4年1月から令和4年12月の1年間における田畑の賃借料の割高、割安を除いた平均値を目安にしたものであり、参考の賃借料となる金額です。なお、本総会で報告後、速やかに市ホームページに掲載させていただく予定です。続きまして報告第5号、制限除外の農地の移動届について事務局よりご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項及び同項第8号並びに農地法施行規則第53条第1項及び同条第1項第14号に定める場合に該当するため、法令に基づき農地法の制限除外が適用されることからご報告いたします。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。続きまして報告第6号、農地法第18条第6項の規定による農地合意解約通知書の受理について事務局よりご報告いたします。当該案件につきまし

ては、農地法第18条第6項の規定に基づき神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。なお、受理件数は14件で、全ての通知について令和5年2月10日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年2月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時26分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人